

# 公立大学法人滋賀県立大学シンボルマーク規程

平成 1 8 年 4 月 1 日  
公立大学法人滋賀県立大学規程第 1 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、滋賀県立大学シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）  
に関し必要な事項を定めるものとする。

(形状等)

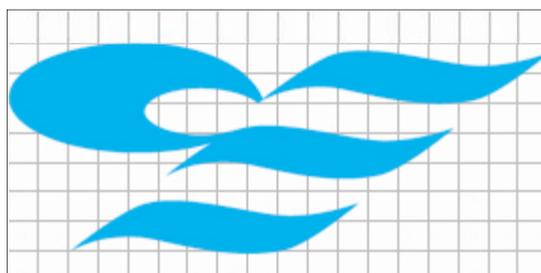
第 2 条 シンボルマークは、次のとおりとする。



2 シンボルマークの色彩および寸法の割合は、次のとおりとする。

(1) 色彩は、D I C 色番 9 9 とする

(2) 寸法の割合は、次のとおりとする。



(雑 則)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、シンボルマークに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する